| 施　　策 | 令和６年度の主な施策**「神奈川県手話推進計画」に係る進捗状況・実績について（令和６年度）** | 進捗状況・実績 | 今後の方向性 | 特記事項 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　手話の普及 |
|  | (1) | 県民への手話の講習等を推進し、手話やろう者、盲ろう者等に対する理解促進 | * 県内各地で、市町村と連携した県民向け手話講

習会の開催○ 高校・大学生向けの取組等、若い世代への働きかけ〇　企業等を対象としたコミュニケーション支援の実施 | 〇　県内各地で、市町村と連携した県民向け手話講習会の開催（４市町村５回実施予定（７月末時点））〇　庁舎公開での手話講習会の開催〇　手話普及推進イベントを開催予定　　日時：令和６年11月23日（土祝）　　場所：アリオ橋本〇　県内大学への手話講習会の案内〇　企業向けの手話講習会開催〇　企業向けコミュニケーション支援研修について、企業からの相談に対応した。（15件）〇　民間企業と聴覚障害に関する懇談を実施（１企業）〇　デフリンピックの機運醸成に合わせたろう者に対する理解促進の取組として、デフリンピック選手等の出演する動画の作成 | * 小規模のイベントであっても、手話講習会な

どの実施が図られるよう働きかけていく。* イベントの開催に向け、引き続き実行委員会

や委託業者と連携していく* 引き続き大学等への働きかけを行っていく

・　企業向けコミュニケーション支援研修の周知等、研修依頼の増に取組むとともに、企業からの求めに応じ懇談や相談対応等により企業における手話や聴覚障がいの理解促進に取り組む* YouTubeインストリーム広告やトレインビジ

ョン、イベント等で動画を活用し、ろう者に対する理解促進を図る。 | * 来場できなかった方に対してもイベント

内容を知っていただくため、今回のイベントではアーカイブ動画を作成し、県ホームページで公開する予定* 雇用労政課より登録企業に対して企業向

け研修のチラシを送付していただいた。* 神奈川労働局から各ハローワークに企業

向け研修のチラシを配布していただく予定 |
| (2) | 子どもたちの学びの中での手話やろう者、盲ろう者等に対する理解促進（再掲）　※２（5）記載 | （再掲のため略） | （同左） | （同左） |  |
| (3) | 各種広報を充実し、手話の普及啓発を推進 | ○ 手話推進計画リーフレットの配布○ 県の広報媒体を活用した普及の実施〇 ＩＣＴを活用した周知手段の検討・実施 | 〇　令和４年度に作成した改定計画リーフレットを、各種県イベントや手話講習会で配布〇　手話言語の国際デーに合わせて、県庁を青色にライトアップするとともに、県のほか22市町でライトアップや手話に関する講演会などを開催予定〇　上記ライトアップに合わせて、県のたよりやSNS等で周知〇　県庁内に手話関連パネルを展示〇　防災時の手話に関する動画（かなちゃんTV）の周知 | * 県ホームページや県のたよりでの各イベント

の紹介、手話推進計画リーフレットや条例改正概要チラシの手話講習会やイベント等での配布など、動画での紹介も含めた各広報媒体を活用した取組を進める* 引き続き県ホームページで周知を行っていく
 |  |
| (4) | イベント等を活用して、地域と連携しながら、手話の普及等を推進 | ○ 手話普及推進イベントの実施○ 市町村開催のイベントとの連携 | 〇　手話普及推進イベントを開催予定（再掲）〇　市町村（横須賀市）開催のイベントと連携予定〇　市町村と連携した県民向け手話講習会の開催（再掲）　（４市町村５回実施予定（７月末時点））〇　手話言語の国際デーに合わせて、県庁を青色にライトアップするとともに、県のほか22市町でライトアップや手話に関する講演会などを開催予定（再掲） | * 市町村のイベントと連携することにより、県

民が実際に手話と出会う機会をつくり、手話の普及推進を図る。また、実施事業については可能な限り地域の当事者団体にも情報を共有・提供できるよう進めていく |  |
| ２　手話に関する教育及び学習の振興 |
|  | (5) | 子どもたちの学びの中での手話やろう者、盲ろう者等に対する理解促進 | ○ 学校での手話学習教材の配布、授業等への活用○ 手話学習動画の配信、授業等への活用○ 手話による絵本の読み聞かせの実施○ 県立高等学校における手話に関する取組事例集の作成・配付○ 子ども向け手話学習用冊子の作成 | 〇 新入生用に「学習教材『手話を楽しく学ぼう！』」（リーフレット）を作成し、県立高等学校及び県立中等教育学校の授業等で活用できるように神奈川県のホームページ「手話に関する情報」に掲載した。 また、同教材を県内公立小学校４年生、県内特別支援学校小学部４年生に配付し、中学１年生にホームページ掲載データを紹介予定。（令和６年９月）〇 授業等での活用を促進するため、手話学習動画をホームページ「手話に関する情報」で配信した。〇手話による絵本の読み聞かせの実施（４回実施予定（７月末時点））〇 令和６年度「手話の取組強化月間」における取組報告をもとに、「令和６年度県立高等学校・県立中等教育学校における手話に関する取組事例集」の作成・配信に向けて準備を進めている。〇　子ども向け手話学習用冊子の周知・配布 | ・ 新入生用に「学習教材『手話を楽しく学ぼう！』」（リーフレット）を作成し、県立高等学校及び県立中等教育学校の授業等で活用できるように配信するとともに、神奈川県のホームページ「手話に関する情報」に掲載する。　　また、同教材を県内公立小学校４年生、県内特別支援学校小学部４年生に配付し、中学１年生にホームページ掲載データを紹介する。・ 授業等での活用を促進するため、手話学習動画をホームページ「手話に関する情報」で配信する。* 手話による絵本の読み聞かせについて、効果

的な周知に努めていく。・ 令和６年度「手話の取組強化月間」における取組報告をもとに、「令和６年度県立高等学校・県立中等教育学校における手話に関する取組事例集」の作成・配信を行う。* 教育委員会とも連携し、子ども向け手話学習

用冊子の効果的な周知、配布に努め、その活用を進める。 | ・ 県立高校・中等教育学校での一人一台端末の実施に伴い、令和６年度より、「学習教材『手話を楽しく学ぼう！』」（リーフレット）については、紙媒体での配付は行わず、データ配信としている。 |
| (6) | ろう児及び保護者に対する乳幼児期からの手話の習得機会の提供、支援 | ○ 「聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業」（愛称：しゅわまる）におけるろう児への手話獲得機会の提供及びろう児とその保護者への支援○ 学校での個々の特性に応じた手話等の指導○ 県聴覚障害者福祉センターでの乳幼児支援や、県立平塚ろう学校及び相模原中央支援学校の乳幼児相談での取組の実施○ 早期支援実施機関やその他関係機関への取組の周知や協力等の働きかけ〇 聴覚障がい児の早期支援体制の確保に向けた取組の実施 | 〇　しゅわまるにおけるろう児への手話言語の獲得機会の提供及びろう児とその保護者への支援（計60回開催予定）〇　年齢を分けた対応や広域開催の実施○ 個別教育計画を踏まえ必要に応じて手話等のコミュニケーションの指導を行った。○ 保護者のニーズに応じて、手話ができる教員が講師となり、家庭内でのやり取りに結びつく手話などをレクチャーする取り組みを行った。○ 乳幼児相談では個別相談やグループ相談などを行った。○ 平塚ろう学校では、よりよい親子関係構築の手掛かりとするために、「子どもたちと心をつなぐ身振り言葉一覧」を作成し、紙面配布するとともに、クラウド上でも配信し、いつでも視聴できるようにした。また、乳幼児相談対象の家庭への情報発信の場である「にこにこ通信」では、季節の歌を手話付きで紹介した。○ 相模原中央支援学校では神奈川県聴覚障害者協会の方を講師に、月２回の保護者対象手話学習会を実施した。乳幼児相談では、手話カードを作成し、幼稚園、保育園巡回時に渡し、手話の紹介をした。〇　県聴覚障害者福祉センターの乳幼児支援　　乳幼児相談　127件（６月末現在）　　乳幼児支援　延117人（６月末現在）〇　しゅわまるについて、早期支援実施機関やその他関係機関への周知（適宜実施）〇　保健福祉事務所等が参加する会議で周知予定。〇　神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会の開催（７月）〇　中核機能における聴覚障がい児及びその親への支援　・相談支援　127件（６月末実績）　・家族教室　12回（４～６月）22家族58人参加　・保育園・幼稚園等の職員向け研修の実施　1回（６月） | ・　新規事業について、市町村窓口、療育機関等に対しての周知方法を検討していく。・ 引き続き個別教育計画を踏まえて、個々の特性に応じた手話等の指導を実施していく。・ 引き続き乳幼児相談での取組を実施していく。・　聴覚障害障害者福祉センターの乳幼児相談・支援では、オンラインによる実施も含め、早期に必要な支援が受けられるよう、関係機関と連携をより深めながら、相談・支援に取組んでいく。・事業実施時に県機関や各市町村等に対し、チラシを送付し、周知を図っている。・　引き続き、聴覚障がい児の早期支援のため、保健・医療・福祉・教育の各関係機関の連携体制を構築していく。・　引き続き、中核機能において、聴覚障がい児及びその親への支援に取り組んでいく。 | * 「しゅわまるベビー」（乳児）、「しゅわまるチャイルド」（幼児）、「しゅわまるキッズ」（小学部）の３つに分け、年齢に応じた対応を行っている。
 |
| (7) | 教員向けの手話研修等を充実 | ○ 教員向け手話研修の実施○ 教育関係の会議での啓発や情報収集○ 手話月間での啓発資料の配付○ 県立平塚ろう学校、相模原中央支援学校における「手話アドバイザー」など、手話による指導力向上に向けた取組の実施 | ○ 「教職員対象手話講演会」実施月を総合教育センター手話月間とし、今年度は12月を総合教育センター手話月間とした。○ 神奈川県教育委員会が定めた５月の手話月間における研修において、「手話に関する取組事例集」の紹介チラシを配付した（配付数2,457部）。（５月「初任者研修講座(高等学校、特別支援学校)」、「新規採用教員研修講座（幼稚園）」、「４年経験者研修講座（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭）」、「中堅教諭等資質向上研修講座（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭）」）○ 「特別支援学級新担当教員研修講座」の中で、障害種別の選択内容として「NISE学びラボ」コンテンツからの受講を設定し、聴覚障害教育概論及び聴覚障害児への教育的支援のコンテンツによる研修を実施した。（５月13日～６月７日の期間に実施）○ 「初任者研修講座（高等学校、特別支援学校）」、「新採用養護教諭研修講座（小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校）」の中で、体験活動「手話を学ぼう」を実施した。（６月６日・13日に実施）○ 県立高等学校及び県立中等教育学校対象の第１回教育課程説明会（校長対象、副校長又は教頭対象、総括教諭対象）において、手話の取組強化月間に係る啓発を行い、各学校から手話の取組強化月間報告書を収集した。○ 令和６年度「手話の取組強化月間」に係る「取組報告書」の作成依頼の過程で、「令和５年度県立高等学校・県立中等教育学校における手話に関する取組事例集」を紹介し、啓発を図った。○ 県立高等学校及び県立中等教育学校の新入生用に作成する「学習教材『手話を楽しく学ぼう！』」（リーフレット）を啓発資料として配信した。○ 啓発資料（「５月は手話月間です」）をＨＰに掲載し、市町村教育委員会へ周知。○ ろう教員が手話アドバイザーとして、新転任の教員の授業を参観し、授業での手話表現、幼児・児童・生徒の手話表現の読み取りなどの助言に継続して取り組み、指導力の向上につながった。○ 手話アドバイザーが、手話に関わる様々なテーマで動画を作成し、幼児・児童・生徒、保護者、教職員が日常的に校内のモニターで視聴することができるようにした。○ ろう・難聴の教員が講師となり、校内の職員対象に「手話カフェ」等を実施し、手話に関する相談や技能向上を図るとともに、ろう文化への理解を深める取り組みを実践した。○ 夏季公開研修において、ろう教員による「ろうの（聴こえない）世界へようこそ」というテーマで職員研修を実施した。 | ・ ８月に「初任者研修講座（特別支援学校）」の中で、県立平塚ろう学校教員の模範授業を実施する。・ 12月に「教職員対象手話講演会」を実施する。・ 「教職員対象手話講演会」実施月を総合教育センター手話月間とし、「手話に関する取組事例集」紹介チラシを配付する。（12月「教職員対象手話講演会」、「新規採用教員研修講座（幼稚園）」、「中堅教諭等資質向上研修講座（幼稚園）」、「幼保こ小連携研修講座」）・ 県立高等学校及び県立中等教育学校対象の第１回教育課程説明会（校長対象、副校長又は教頭対象、総括教諭対象）において、手話の取組強化月間に係る啓発を行い、各学校から手話の取組強化月間報告書を収集する。・ 令和７年度「手話の取組強化月間」に係る「取組報告書」の作成依頼の過程で、「令和６年度県立高等学校・県立中等教育学校における手話に関する取組事例集」を紹介し、啓発を図る。・ 県立高等学校及び県立中等教育学校の新入生用に作成する「学習教材『手話を楽しく学ぼう！』」（リーフレット）を啓発資料として配信する。・　引き続き、啓発資料（「５月は手話月間です」）をＨＰに掲載し、市町村教育委員会へ周知する。・ ろう教員が手話アドバイザーとして、新転任の教員の授業を参観し、授業での手話表現、幼児・児童・生徒の手話表現の読み取りなど助言を行い、手話による指導力に向上に向けて今後も取り組んでいく。 | ・ 引き続き、手話やろう者への理解促進に向け、教員研修等に取り組んでいく。併せて、手話に関する取組事例集を用いて今後も発信を行い、啓発に努める。 |
| (8) | 日常的に手話を学ぶためのしくみを充実 | ○ 学習用手話冊子の改定、増刷、配付○ 学習用動画の周知○ 手話講習会等の情報提供 | 〇　学習用手話冊子、子ども向け手話学習用冊子の配布〇　学習用手話冊子、子ども向け手話学習用冊子の増刷（予定）〇　学習用動画の周知〇　手話講習会等の情報提供 | ・これまで作成した手話学習用冊子や動画を効果的に活用するため、県ホームページでの周知を行っていく。・引き続き県ホームページでの周知を行っていく。 |  |
| ３　手話を使用しやすい環境の整備 |
|  | (9) | 日常生活・社会生活において、手話により情報を取得し、手話が使用される機会の充実 | ○ 民間事業者等での手話講習会の開催○ 県職員向け手話講習会の開催○ 中途失聴者・難聴者向け手話学習支援○ パブリックコメントでの手話による意見提出への対応○ 知事記者会見・議会中継等での手話通訳者配置○ 手話等を挿入した動画での情報提供○ 県機関での遠隔手話通訳サービスの実施○ 県聴覚障害者福祉センターホームページでの手話動画による生活関連情報等の提供○ 県聴覚障害者福祉センターでの手話を挿入したＤＶＤ制作及び貸出し | 〇　民間事業者等での手話講習会の開催　（12回実施予定（７月末時点））〇　県職員向け手話講習会の開催　（下半期に３回開催予定）〇　コミュニケーショングループ支援　　・第1期　5月～9月　　・第2期　10月～2月（予定）〇　パブリックコメントでの手話による意見提出への対応〇　知事記者会見・議会中継等での手話通訳者を配置〇　パブリックコメントでの手話による情報提供〇　県出先機関及び県警察の一部の機関での遠隔手話通訳サービスの実施〇　動画配信番組数　9番組（６月末現在）〇　ＤＶＤ貸出件数　395本（６月末現在） | ・手話講習会は、実施状況や実施後の取組み状況を確認しつつ、これまで手話講習会を開催していない業種に働きかける。・県職員向け手話講習会は、今まで手話に触れたことのない職員をメインターゲットに開催する。また、手話講習会の有効な周知方法について検討し、実施する。* 中途失聴者・難聴者向け手話学習支援を継続

していく。・パブリックコメントの実施に係る動画作成にも引き続き取り組む。* 引き続き事業を実施していく。
* 手話動画の作成・配信を充実させていく。
* ニーズに応じたＤⅤＤを制作し、貸出しを行

っていく。 |  |
|  | (10) | 自然災害や感染症拡大時などの非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進 | ○ 救急用・医療機関用コミュニケーションボードの周知○ 遠隔手話通訳サービスなど緊急時対応、感染症防止対策などの観点からのＩＣＴ技術の活用の検討、導入 | 〇　救急用・医療機関用コミュニケーションボードの周知〇　災害用コミュニケーションボードについても記者発表等で新たに周知〇　令和６年度より医療機関での遠隔手話通訳サービスの対象を新型コロナウイルス感染症だけでなく、感染症法上の１～３類及び５類に拡大 | ・　引き続き県ホームページ等で周知を行っていく。* 引き続き運用の検討を行うとともに、事業を実施していく。
 |  |
|  | (11) | 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員などろう者や盲ろう者等の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成等 | ○ 手話通訳者の養成○ 要約筆記者の養成○ 盲ろう者通訳・介助員の養成○ 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の現任研修の実施及び研修内容の充実○ 手話通訳者指導者養成研修の実施○ 専門人材の活動環境充実に向けた取組 | 〇　手話通訳者養成講習会・通訳Ⅰ　　【R5開始】R6.11修了　修了者12人（見込）　　【R6開始】R7.1 開講　受講者20人（予定）・通訳Ⅱ・Ⅲ【R5開始】R6.11修了　修了者11人（見込）　　【R6開始】R6.11 開講　受講者20人（予定）【R5開始】R6.1 修了　　 修了者　32人【R6開始】R6.4 開講　　 受講者　40人〇　盲ろう者通訳・介助員養成講習会　　令和５年９月～12月開催（実施済み）令和６年９月～12月開催（予定）〇　手話通訳者現任研修　　手話通訳者新人研修会　年間６回(２回実施済) 　手話通訳者技術研修会　年間15回程度(１回実施済　59人受講) 　手話通訳者研修会　３回（予定）〇　盲ろう者通訳・介助員現任研修　　令和５年９月～令和６年３月　　９研修実施（実施済み）令和６年９月～令和６年３月　９研修実施（予定）〇　手話通訳者指導者養成研修　令和６年10月～令和７年３月　実施〇　市町村意思疎通支援担当者研修会の開催（10月、２月予定）〇　市町村意思疎通支援担当者会議の開催（３月予定） | ・　県が実施する手話通訳者養成講習会の受講対象者は、市町村が実施する手話奉仕員養成講習等である程度の手話を習得している者となるため、市町村に対しても講習受講者の増に努めてもらうよう呼びかけていく。・　盲ろう者通訳・介助員養成講習会の受講者募集の際に、大学生等へも周知するなど、若い年代の受講者増に取り組んでいく。・　現任者の資質向上のために必要な研修内容を関係団体の協力を得ながら検討し、企画・実施していく。・　指導者の養成及び資質向上にも取り組んでいく。・　会議や研修において、各市町村の意思疎通支援事業の課題等を共有していく。 | * 市町村へ受講案内を送付している。
* 令和５年度は５箇所の福祉大学、専門学

校に周知した。 |
|  | (12) | 手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等が派遣される機会等を拡充 | ○ 県事業への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の派遣○ 市町村、民間機関への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等派遣の働きかけ○ 市町村意思疎通支援事業担当者等を対象とした研修会や会議の実施○ 専門人材の活動環境充実に向けた取組（再掲のため略） | 〇　手話普及推進イベントや会議等の打合せ時に手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の派遣を実施〇　市町村、民間機関への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等派遣の働きかけ〇　市町村意思疎通支援担当者研修会の開催（10月、２月予定）（再掲）〇　市町村意思疎通支援担当者会議の開催（３月予定）（再掲） | ・　市町村意思疎通支援担当者研修において、支援事例等実務レベルの情報共有等によりコーディネータ等の資質向上を図るとともに、会議において各市町村の制度における課題等を情報共有していく。 |  |

**「神奈川県手話推進計画」の平成28年度の取組状況及び平成29年度の取り組みについて**